

藤沢市実費弁償条例の一部改正について
藤沢市実費弁償条例の一部を次のように改正する。

2016年(平成28年)2月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市実費弁償条例の一部を改正する条例
藤沢市実費弁償条例(昭和31年藤沢市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、規定の整備を図る必要による。